

産 商 商 第 2 5 2 号

平成 15 年 12 月 19 日

近畿日本鉄道株式会社

代表取締役 山口 昌紀 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成15年6月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社近鉄百貨店京都店

京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町702番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

来店客車両による入り待ち渋滞について、引き続き、渋滞の緩和に向けた取組を継続して実施されることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況・既存の問題点等）

当該商業施設は、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量が平日14,707台、休日15,587台（平成11年度道路交通センサス、観測地点4024（下京区烏丸通七条下る東塩小路町））である府道下鴨京都停車場線（烏丸通）に面しており、都市計画上の商業地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側に道路を隔てて七条警察署及び低層住宅が、東側には府道下鴨京都停車場線（烏丸通）を隔てて事務所、駐車場が位置しているとともに、南側には道路（木津屋橋通）を隔てて事務所、店舗が立地しているほか、西側に道路を隔てて駐車場及び低層住宅が位置している。

店舗の附属駐輪場は、賃借して隔地で道路を隔てた店舗西側に設置されていたが、所有者の意向で使用不能の状況となったことから、急遽、道路を隔てた店舗北側の場所を新たに賃借のうえ移設を行うなど、すでに位置及び収容台数の変更がなされている。

なお、店舗南側の道路（木津屋橋通）は、休日には入り待ち渋滞が発生することがあるとともに、店舗周辺路上には違法駐輪が見受けられる。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、営業時間の変更予定日、休日における店舗南側の道路（木津屋橋通）の渋滞と交通整理員の誘導方法、近隣の違法駐輪、放置自転車問題などの質疑等が交わされた。

なお、説明会で出された質疑、意見に対して、届出者は、対策を講ずるとともに、その内容について、周辺地域の住民に対して後日説明を行っている。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること及び昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。そのほか、駐輪場の位置及び収容台数について変更を行っている。

駐車場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、交通渋滞、駐車場の不足は生じないと判断される。

駐輪場の利用者の増加については、駐輪場の位置及び収容台数の変更後であっても、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の不足は生じないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば、現在の廃棄物

等保管施設容量で対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が10%であり、変更に伴う等価騒音レベルの上昇値が0.41dBと大きくないことや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、来店客車両による入り待ち渋滞について、説明会以降、誘導等を行う交通整理員に対する指導を強化されるなどの対策が講じられているが、引き続き、渋滞の緩和に向けた取組を継続して実施されることが望まれる。